

令和 7 年 1 月 23 日

令和 7 年第 1 回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和7年度国保事業費納付金について

(1) 令和7年度国保事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業費納付金

県全体の令和7年度国保事業費納付金（確定値）の総額は、令和6年12月末に国から示された確定係数を基に算定した結果、約766億円となった。

【県全体の状況】

区 分	R7年度 (確定値)	R6年度	増 減
国保事業費納付金	約766億円	約800億円	△約34億円 (△4.25%)

【納付金算定に用いる主な公費等の増減】

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和6年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約34億円減少となった。

主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	△20.0億円	△20.0億円	
前期高齢者交付金	11.6億円	△11.6億円	(歳入)
療養給付費等負担金	△10.4億円	10.4億円	(歳入)
後期高齢者支援金	△15.5億円	△15.5億円	
後期高齢者支援金国庫負担金	△4.9億円	4.9億円	(歳入)
介護納付金	△7.8億円	△7.8億円	
その他公費の増・減	5.6億円	5.6億円	
合 計		△34億円	※県全体：約34億円減

【仮算定時との比較】

県全体の納付金額は、保険給付費の再推計や納付金算定に用いる係数を「確定係数」に置き換え算定したことにより、仮算定の額と比べて約6億円の増となった。

区 分	令和7年度		増 減
	確定値	仮算定	
国保事業費納付金	約766億円	約760億円	約6億円 (+0.79%)

② 水戸市の国保事業費納付金

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は約65億5,500万円となり、令和6年度納付金と比べ、約2億6,400万円の減となった。また、仮算定額と比べて約5,100万円の増となった。

【水戸市の状況】

（単位：円）

区 分	令和7年度 （確定値）	令和6年度	増 減
医療分	4,224,889,877	4,398,810,734	△173,920,857
後期高齢者支援金分	1,730,723,039	1,790,028,279	△59,305,240
介護納付金分	599,589,930	630,573,373	△30,983,443
合 計	6,555,202,846	6,819,412,386	△264,209,540 (△3.87%)

【仮算定時との比較】

（単位：円）

区 分	令和7年度		増 減
	確定値	仮算定	
医療分	4,224,889,877	4,186,048,925	38,840,952
後期高齢者支援金分	1,730,723,039	1,706,775,613	23,947,426
介護納付金分	599,589,930	611,104,667	△11,514,737
合 計	6,555,202,846	6,503,929,205	51,273,641 (+0.79%)

(2) 令和7年度の必要保険税額について

国保事業費納付金算定結果を基にした推計

令和7年1月現在

(単位:千円)

項目		R7年度 (仮算定)	R7年度 (確定値)	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,503,930	6,555,203	・R7納付金 仮算定→確定値
	② その他事業費	625,024	625,024	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A	事業に要する経費 (①+②)	7,128,954	7,180,227	
歳入	③ 県交付金	377,925	377,925	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	428,200	458,100	・保険者支援分拡充
	⑤ 一般会計繰入	362,400	362,400	
	⑥ その他収入	66,058	66,058	・その他収入 (延滞金等)
	⑦ 繰越金	610,024	631,397	※繰越金の活用
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)	1,844,607	1,895,880	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,284,347	5,284,347	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,284,347	5,284,347	
E	収入差額 (D-C)	0	0	

(案)

答 申 書

(案)

国 運 答 申 第 号
令 和 7 年 1 月 日

水戸市長 高 橋 靖 様

水戸市国民健康保険運営協議会
会 長 黒 木 勇

令和7年度水戸市国民健康保険税について（答申）

令和6年8月22日付け国保諮問第1号で諮問のあった標記の件については、本協議会において、関係資料に基づき慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

1 はじめに

国民健康保険制度は、公的医療保険制度として、昭和 34 年の国民健康保険法施行以来、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、他の医療保険制度に比べて、被保険者の年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い一方、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えていた。

こうした課題に対応するため、平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営において中心的な役割を担い、制度を安定化させてきた。

茨城県においては、国保の安定的な財政運営と効率的な事業運営を図るため、県内市町村の統一的な運営方針である、「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、令和 4 年度から保険税に係る賦課方式を所得割と被保険者均等割の 2 方式に、県内統一したところである。

本協議会においては、令和 4 年度の水戸市の国民健康保険税について、賦課方式の変更に伴う保険税率の検討を行い、繰越金の活用により被保険者全体の税負担額を変えない、実質的なゼロ改定とするほか、被保険者にとって最適なバランスを考慮した保険税率の設定となるよう答申を行った。さらには、国保事業費納付金の大幅な変動等があった場合を除いて、「令和 5 年度、令和 6 年度についても繰越金の活用により被保険者の負担軽減を図りながら、保険税率等を据え置くこととされたい」との意見を付した。

2 審議の経過

本協議会は、令和 6 年 8 月 22 日に、水戸市長から令和 7 年度水戸市国民健康保険税について諮問され、令和 7 年度国保事業費納付金（仮算定）の概要や令和 6 年度の決算見込み等について市から説明を受け、それらに基づき示された必要保険税額の推計結果や令和 7 年度の保険税率（案）について審議した。その概要は、以下のとおりである。

(1) 令和 7 年度の国保事業費納付金の仮算定額に基づく必要保険税額の推計結果

国保事業費納付金の仮算定額は、65 億 392 万 9,205 円と県から示された。この仮算定額を基に推計した結果、令和 7 年度の事業運営に必要な保険税額は約 58 億 9,437 万円、これに対して、現行税率による保険税収入見込額は約 52 億 8,434 万円となり、現行の保険税率を据え置いた場合、約 6 億 1,000 万円の不足が生じる見込みとなった。

(2) 令和7年度の保険税率（案）

令和7年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みである。しかしながら、国保会計の繰越金を活用することで、収支の均衡が図られる見通しが立ったことから、被保険者の負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みである。

このため、令和7年度においては、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図るため、現行の保険税率を据え置くこととする。

令和8年度以降の保険税率については、現在の繰越金に限りがあることから、適切な保険税率の設定となるよう、令和7年度の決算状況や国保事業費納付金等を踏まえ、改めて検討することとする。

また、令和8年度には、国において、医療保険の保険料（税）とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が創設されることから、新たに保険税率の設定が必要である。

これらの事項に対し、慎重に審議を行い、委員からは、「物価高など市民生活は大変であり、税率の据え置きには賛成。」「令和7年度は繰越金を使うことに賛成。令和8年度は税率を上げて、会計を圧迫しない試算をお願いしたい。」「令和7年度を据え置きとした場合、令和8年度の国保の財政は厳しいので、税率を上げなくてはならないと思う。」「令和7年度は、基本的に賛成。令和8年度は、税率を引き上げる議論になると思うが、市民は値上げに敏感になっているので、極力値上げをしなくて済むような収支を考えなくてはいけない。」「子どもを育てている若い人は、とても苦勞している。子ども・子育て支援金の制度で、令和8年度から増額となるが、対応していかないといけない。」などの意見が出された。

3 審議結果

急速な高齢化等による医療費の更なる増加や、被保険者数の減少に伴い保険税収入が減少傾向にある一方で、継続する物価高等による市民生活への影響があることから、令和7年度の保険税率の検討に当たっては、被保険者への影響が最小限となるよう考慮されるべきものである。

市から示された令和7年度の保険税率（案）については、現行税率による保険税収入見込額が必要保険税額に対し、不足する見込みであるが、国保会計の繰越金を活用することで、収入不足が解消され収支の均衡が図られることから、適正な国民健康保険事業の実施が可能であるものとする。

本来であれば、事業運営に必要となる保険税額の不足について、保険税率の見直しは避けられないところであるが、繰越金を活用することで、被保険者の負担増に繋がらないよう十分な配慮がされているものとする。

以上の審議を踏まえ、令和7年度の水戸市国民健康保険税の税率については、現行の保険税率を据え置くこととされたい。

4 附帯意見

- (1) 令和8年度以降の保険税率については、現在の繰越金に限りがあり、現行税率による保険税の収入不足に対応することが厳しい状況も想定されることから、令和7年度の決算状況や国保事業費納付金等を踏まえ、適切な保険税率の設定となるよう、改めて検討すること。

また、令和8年度においては、子ども・子育て支援金制度が創設されることから、新たに保険税率の設定が必要であるため、適切に対応すること。

- (2) 引き続き、国保税の収納率向上や交付金等の財源確保、特定健診の受診率向上やデータ分析に基づいた保健事業などによる医療費の適正化に努めること。
- (3) 県の国保財政の運営状況を注視し、健全化や効率化に向けた取組要請を行うとともに、国や県に対して市町村への支援を要望すること。